

みんなで守ろう！

京都府漁場利用協定



遊漁を楽しむ
皆さんへ

主な内容

- 漁業と遊漁船業とプレジャーボート遊漁の間では、お互い漁業操業上の慣習や健全な遊漁行為を認め合い、尊重し、共存していくことにしています。
- 府沿岸の9漁場では、**禁止期間**や**禁止区域**等を定め、遊漁行為を制限しています。また、一部の海域では漁業行為も禁止しています。(裏面参照)
- **火光**を利用して行う夜釣りやイカ釣りは**灯火の数**や**電力等**の制限があります。火光を利用する場合は、**京都海区漁業調整委員会指示**に従ってください。なお、大グリでは「光力は3kW以内2個まで」「メタルハライド灯の使用は禁止」と、**委員会指示**より厳しくなっていますので、注意してください。(裏面参照)

遊漁のマナー

はえなわ等の漁具は漁業者の財産です。勝手に切断しないようお願いします！
錨等と漁具が絡まった場合は、ほどいて海に戻してください。



定置網等の漁業施設付近での釣りは止めてください。



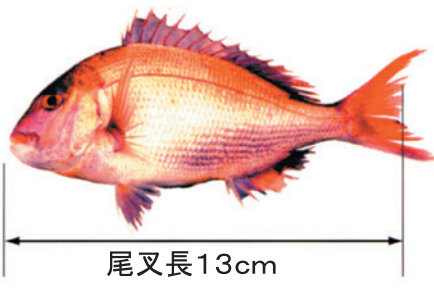
操業・釣獲中の人への付近を航行する時は「引き波」を引き起こさないよう気をつけてください。



漁具等を破損させるような行為は止めてください。



小さい魚はリリースし、資源の保護に努めましょう。



尾叉長13cm

尾叉長**13cm以下**のマダイは持ち帰らず、海に戻して下さい。

京都府漁場利用協定締結団体

漁業団体	京都府漁業協同組合	TEL 0773-77-2202 (組織部 指導課)
遊漁船業者	京都釣船業協同組合	TEL 090-4561-4408
プレジャーボート団体	京都府小型船安全協会 マリンレスキュー網野	
立会人	京都海区漁業調整委員会	TEL 0772-22-4438 (京都府水産事務所内)

13cm

京都府漁場利用協定

令和3.7.20改定
(令和6.7.19まで有効)

協定者の標旗等

(遊漁中の標旗又はステッカー等の掲示を義務づけています)

- 漁業者による遊漁船業者…… 桃色
 - 京都釣船業協同組合…… 黄色
 - プレジャーボート団体…… 紫色
- (各団体で使用旗等がある場合はこの限りでない)

遊漁のできる時間までは、協定区域内に入らない。

⑦ テンバグリ・シモグリ

◆遊漁の禁止時間
午前4時～午前8時
ただし、3月～6月末の間で
日没～日の出前の間は、
錨止める遊漁を禁止

⑧ タカグリ

◆遊漁の禁止時間
8月20日～10月末の間で
午後6時～午後8時の間は
錨止める遊漁を禁止

⑨ 竹グリ

◆遊漁のできる期間
11月～翌年3月

③ 白石礁

◆遊漁のできる時間
午前10時～日没後2時間
ただし、午前10時～午前11時
は錨止める遊漁を禁止

④ 蒲入沖つきいそ共同漁業権(京共第20号)

◆遊漁のできる時間
全日可
ただし、夜明け～午前11時
は錨止める遊漁を禁止

⑥ 浦島礁

◆遊漁のできる時間
午前8時～日没
◆その他 午前中は
錨止める遊漁を
禁止

① 大グリ

◆遊漁のできる時間
午前10時～午後10時
◆光力は3kW以内2個まで
メタルハライド灯の使用は禁止

② 冠島西側定置網(京定第8号)周辺

◆火光利用(遊漁)の
できる期間
9月～翌年3月15日

⑤ 黒埼沖(マダイの里・34海区)

◆遊漁のできる期間 11月～翌年5月
(6月～10月は遊漁禁止、8月は漁業も禁止)
◆遊漁のできる時間 午前8時～午後7時
◆その他 午前中は錨止める遊漁を禁止

各漁場の位置

①大グリ		②冠島西側定置網周辺		③白石礁		④蒲入沖つきいそ共同漁業権		
ア	35°44.04' (35°43.85')	135°25.71' (135°25.88')	ア	35°40.92' (35°40.73')	135°25.33' (135°25.50')	ア	35°46.48' (35°46.29')	135°15.72' (135°15.89')
イ	35°43.89' (35°43.70')	135°26.79' (135°26.96')	イ	35°41.05' (35°40.86')	135°24.95' (135°25.12')	イ	35°47.07' (35°46.88')	135°16.30' (135°16.47')
ウ	35°42.54' (35°42.35')	135°26.31' (135°26.48')	ウ	35°41.54' (35°41.35')	135°25.15' (135°25.32')	ウ	35°46.29' (35°46.10')	135°17.30' (135°17.47')
エ	35°43.21' (35°43.02')	135°24.95' (135°25.12')	エ	35°41.40' (35°41.21')	135°25.50' (135°25.67')	エ	35°45.80' (35°45.61')	135°16.50' (135°16.67')
			オ	35°41.31' (35°41.12')	135°25.50' (135°25.67')			

- 共同漁業権区域
- 定置漁業権区域

緯度・経度は、世界測地系による値
(カッコ内は日本測地系による値)

⑤黒埼沖		⑥浦島礁		⑦テンバグリ・シモグリ		⑧タカグリ		⑨竹グリ			
ア	35°37.69' (35°37.50')	135°17.33' (135°17.50')	ア	35°59.19' (35°59.00')	135°19.83' (135°20.00')	ア	35°43.50' (35°43.31')	134°57.00' (134°57.17')	ア	35°40.80' (35°40.61')	134°53.10' (134°53.27')
イ	35°37.69' (35°37.50')	135°19.83' (135°20.00')	イ	35°59.19' (35°59.00')	135°23.83' (135°24.00')	イ	35°43.50' (35°43.31')	134°58.20' (134°58.37')	イ	35°40.80' (35°40.61')	134°53.50' (134°53.67')
ウ	35°35.19' (35°35.00')	135°19.83' (135°20.00')	ウ	35°56.19' (35°56.00')	135°19.83' (135°20.00')	ウ	35°42.50' (35°42.31')	134°58.20' (134°58.37')	ウ	35°40.40' (35°40.21')	134°53.50' (134°53.67')
エ	35°35.19' (35°35.00')	135°17.33' (135°17.50')	エ	35°56.19' (35°56.00')	135°15.83' (135°16.00')	エ	35°42.50' (35°42.31')	134°57.00' (134°57.17')	エ	35°40.40' (35°40.21')	134°53.10' (134°53.27')

きれいな海に 豊かな資源 守り育てて 明るい未来